

## 学校法人浪工学園 常任理事会設置規程

### (目的)

第1条 この規定は、寄附行為施行細則第22条第3項の規定に基づき、常任理事会の構成及びその運営に必要な事項を定めることを目的とする。

### (構成員)

第2条 常任理事会の構成員は、次の各号に掲げる理事とする。

- (1) 理事長
- (2) 代表業務執行理事
- (3) 業務執行理事
- (4) 職員を兼務する理事
- (5) 前各号のほか、常勤の理事

### (招集)

第3条 常任理事会は、書面、電子メールその他相当と認める方法で、理事長が招集する。

### (議長)

第4条 常任理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

### (同席)

第5条 監事は、常任理事会に同席することができる。

- 2 議長は、必要と認めた職員を常任理事会に同席させることができる。

### (審議事項)

第6条 常任理事会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決議する。

- (1) 校長を除く重要な人事
- (2) 建築工事については、1千万円以下、物品購入については、5百万円以下の契約の締結
- (3) その他学園運営に関して理事会で審議されたもの及び決議されるべきものを除く案件

### (定足数及び決議要件)

第7条 常任理事会は、構成員の過半数が出席しなければ、開会することができない。

- 2 常任理事会の議事は、出席者の過半数の賛成で決する。

### (報告)

第8条 常任理事会で決議した事項は、理事会へ報告しなければならない。

(議事録)

第9条 議長は、常任理事会の議事録を作成しなければならない。

2 議長は、議事録の作成に係る事務を事務職員に行わせることができる。

3 常任理事会の構成員及び監事は、常任理事会の議事録を閲覧することができる。

(事務局)

第10条 常任理事会に関する事務は、法人事務局及び高等学校事務室が行う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。

附則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。